

## 次 第

第6回群馬県地域公共交通活性化協議会（法定協議会）書面開催

開催日：令和4年6月16日（木）

### 協議事項

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1) 法定協議会規約の改定について<br>(委員の変更) | 【資料1】 |
| (2) 令和3年度決算及び令和4年度予算について      | 【資料2】 |

### <資料一覧>

【資料1】協議事項（1）関連  
・法定協議会規約（案）

【資料2】協議事項（2）関連  
・令和3年度決算及び令和4年度予算（案）

【資料3】書面協議回答書

## 議題説明資料

### 【議題1（資料1）】法定協議会規約の改定について

新年度になり、人事異動や役職交代等による委員の変更が必要となっております。また、令和4年4月1日付けで高崎北警察署が開設されたことから、同署署長に県央広域圏（西部）地域部会委員に就任いただきます。これらのことについて、法定協議会規約を改定するものです。

「資料1」は法定協議会規約の改定（案）となっており、「別表1」が法定協議会、「別表2」が各地域部会の委員名簿となっております。変更となります委員については、「別表1」「別表2」において赤字とさせていただきます。

### 【議題2（資料2）】令和3年度決算及び令和4年度予算について

#### ●令和3年度決算について（資料2-1）

法定協議会財務規程第10条第1項において「毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。」と定められておりますので、法定協議会の令和3年度決算についてお諮りするものです。

令和3年度は、群馬県地域公共交通計画の策定（群馬県交通まちづくり戦略の見直し）のため、計画策定業務をコンサルタント業者に発注いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、法定協議会や地域部会の開催や業務委託の進捗について遅れが生じました。このため、当該年度内に完了が見込めない業務項目について減額し、精算いたしました。残額は、次年度予算に繰り越します。

#### ●令和4年度予算について（資料2-2）

法定協議会財務規程第2条第2項において「毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする」と定められておりますので、法定協議会の令和4年度予算についてお諮りするものです。

令和4年度についても昨年度に引き続き、計画策定業務をコンサルタント業者に発注予定です。歳出にはこの業務委託費用及び製本印刷費用として、事業費に計上しております。また、この財源として、歳入に、昨年度繰越金と国庫補助金を計上しています。

なお、国庫補助金は令和4年5月17日付け交付決定済みであることを申し添えます。